**B**-①みどりの景観（建築物・工作物）

| 項目 | 配慮項目（景観形成基準） | チェック欄 |
| --- | --- | --- |
| 配置 | ①公園・緑地に面する建築物は、公園・緑地に面してオープンスペースを設けたり、緑化したりするなど、公園・緑地内などからの眺望や公園・緑地周辺の街並みとの調和に配慮して配置する。 | □はい□いいえ□該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） |
| 形態意匠色彩 | ②公園・緑地などからの眺めに配慮した形態・意匠・色彩とする。 | □はい□いいえ□該当なし |
| ③山林の周辺では、山林景観に配慮した形態・意匠・色彩とする。 | □はい□いいえ□該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） |
| 外構緑化等 | ④敷地内を積極的に緑化するとともに、既存の樹木がある場合は、できる限り保存し、周辺のみどりとの連続性を確保する。 | □はい□いいえ□該当なし |
| （具体的な配慮事項・配慮できない理由） | ※（指導事項） |

注※欄は、記入しないこと。